

## 令和7年度 第2回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和7年11月10日（月）午後2時00分から午後3時00分まで  
2 場 所 葵消防署6階 共用会議室  
3 出席者 (委員) 佐藤委員、赤堀委員、深井委員、大沼委員、田島委員、小田巻委員、  
                  杉山委員 西ヶ谷委員、渡辺委員 中山委員  
                  (事務局) 杉原農地利用課長、長谷川課長補佐、藪下主査、奥山主任主事  
4 欠席者 なし  
5 傍聴人 なし  
6 議 題 農用地利用計画の変更について  
                  令和7年8月受付案件協議（除外3件、編入3件）  
7 会議内容

(佐藤会長) それでは、令和7年8月受付の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) <農用地利用計画の変更について説明>

### 【除外案件】

- 整理番号1 事由：葵区北一丁目 露天駐車場の建設  
整理番号2 事由：葵区薬師 露天駐車場の建設  
整理番号3 事由：清水区西里 露天駐車場の建設

### 【編入案件】

- 整理番号4 事由：清水区茂畑 交付金事業を活用した農地の整備  
整理番号5 事由：清水区小河内 補助事業を活用した農地の整備  
整理番号6 事由：清水区中河内 中山間地地域等直接支払制度を活用した  
                  農業生産活動

(事務局) <農用地利用計画の変更について説明>

以上、除外3件、編入3件の説明となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

(佐藤会長) ありがとうございました。先日、私と赤堀委員で除外の3件について、事前に現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

整理番号1の案件です。職員用及び業務用の駐車場ということですが、職員の利便性を考えると事務所から少し遠いという印象を受けました。しかし、事務所が市街化区域に位置しているということもあって適地がなく、やむを得ないと感じました。

整理番号2の案件ですが、これまで建設会社が仮設現場事務所や露天駐車場として一時転用しており、しばらくの間、耕作されていない状況でした。周辺は流通団地として開発が進んでいることによって空き地が非常に少ないため、やむを得ないと感じました。

整理番号3の案件ですが、利用者の駐車場であるため、小学校から近い場所に設置する必要がありますので、仕方ないかと思います。廃校となった小学校を活用するということなので、地域の活性化につながればいいなと思いました。

私からは以上ですが、現地を確認いただいた赤堀委員、なにかご意見ありますか。

(赤堀副会長) 現地確認した除外の3件については、会長がおっしゃったとおりです。いずれも周辺住民や、自治会、部農会、運営委員会の理解も得られていると聞いておりますので、問題ないかと思います。

また編入の3件についてですが、それぞれ農業振興のために青地編入するということで、頑張っていただきたいなと思います。以上です。

(佐藤会長) それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして何かご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いします。なお、発言の前に氏名の宣告の上、ご発言ください。

(西ヶ谷委員) 整理番号5について、農地を造成すると思いますが、どのくらいの農地面積ができるのでしょうか。

(事務局) 約2年後の事業実施を予定しており、詳細は決まっていないと聞いています。ただし、青地編入に時間がかかるため早目に編入手続きをやっている状況であり、詳細は今後計画していくとのことです。

(佐藤会長) 除外の3件について現地調査を実施しましたが、申出地以外に適地ないと感じました。整理番号1については、申出地が事務所から離れているのではないかと思いましたが、事務所の近隣に候補地はなく仕方ないと思いました。

(事務局) 補足ですが、除外の3件は青地ですので、地域計画の対象区域に含まれています。除外する場合には事前に協議の場を開催し、地域の関係者の方に意見を聞く必要がありますが、3件とも協議の場は令和7年9月に開催し、意見がなかったことを報告させていただきます。

(西ヶ谷委員) 令和7年3月に策定した地域計画に除外の3件が含まれているということですか。

(事務局) そうです。

(西ヶ谷委員) 地域計画を変更した後に、青地から除外するという流れでしょうか。

(事務局) そうです。令和7年11月末までに地域計画を変更する予定であり、その後に除外の手続きを進めています。

(中山委員) 整理番号1についてですが、担い手や新規就農者の減少、景観など様々な課題を考えると、地域の活性化に繋がるのであれば、法律の制約がある中でも緩和して、荒れた農地を整備していくことは必要かと思います。今後も同じような状況が発生するのではないかと思います。また、特にこの地域においては除外を止める理由はないかと思います。

(西ヶ谷委員) 地域に担い手がいなくても全国で担い手を探すので、地域だけという小さな括りでは行

わぬいかと思います。

(中山委員) ただ、広域的な政策を決めても、地域の中だけで円滑に進むということはとても大事だと思います。

(西ヶ谷委員) 大事ですね。

(中山委員) 農地利用について臨機応変に対応していくことが必要かと思います。

(西ヶ谷委員) 10年後に誰がその土地を担うかが決まっていないのではなく、何とか誰かに担ってもらう形を作っていくかといけないと思います。

(中山委員) 確かにある程度のビジョンを持つことは必要かと思います。しかし、実際は人口減少の問題があるので、最初からビジョンを掲げても何も進まないような気がします。こういった考え方も必要かなと思っています。

(西ヶ谷委員) 農業をする人がいないのが現実ですよね。

(西ヶ谷委員) 当協議会にて除外が妥当と結論づけた場合、そのまま除外という流れになるのでしょうか。

(事務局) 今後は県に協議し、県の同意を得る必要があります。

(深井委員) 整理番号5は約2年後の事業実施のことですが、整理番号4と整理番号6は編入され次第、事業を行うということでしょうか。それとも、既に事業に着手しているのですか。

(事務局) 整理番号4と整理番号6については、既に事業申請をしていると聞いています。申請時点で青地になつてないといけない訳ではなく、事業申請と編入手続きが同時並行で進み、採択されることになっています。整理番号5については、今後果樹経営支援対策事業を利用する見込みなので、事前に申出したということです。

(中山委員) 単収がいい柑橘に力を入れている中で、いかに低コストで行うかが課題かと思います。個人の労働力によっても変わってきますが、農産物の転換はいいことかと思います。

(田島委員) 以前はみかんからお茶に転換していましたが、現在はお茶からみかんに再度転換している状況です。JAしみずとしても、共選場を整備して出荷量を確保していく中で、みかんの生産者が増えることは歓迎しています。

(佐藤会長) 他にご質問等ないのでこの案件につきましては意見なしということで、今後手続きを進めていただきたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後のスケジュールについて説明いたします。今後、静岡県との協議や公告、縦覧、異議の申し立て期間を経て、概ね令和8年3月頃に手続きが終了する予定となっております。